

令和8年9月11日
湯河原町地域政策課

物価高騰対策給付金の支給確認書の提出について

食料品などの物価高騰による負担を軽減するために、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、町民一人当たり 5,000 円を給付しております。

まだ給付されていない方につきましては、「支給確認書」の提出が必要ですので、ご提出の程よろしく申し上げます。

なお、支給確認書につきましては、令和8年4月上旬に発送を行っており、令和8年8月14日時点で提出の確認ができていない方へは、同日再通知をしております。

1 提出期限

令和8年9月30日（水）

※期限を延長しました。

※確認書受理後、およそ1か月を目途に振り込まれます。

2 給付額

一人当たり 5,000 円

3 支給方法

原則、世帯主の方に世帯全員分の金額を給付いたします。

4 公金受取口座の登録時期について

令和8年3月13日（金）以降に公金受取口座の登録をされた方につきましては、システムの都合上「公金受取口座の登録がされていない世帯主」として取り扱われます。そのため、大変恐れ入りますが、給付金受領には「支給確認書」の提出をお願いします。

お問い合わせ先

湯河原町地域政策課企画係

（電話）0465-63-2111（内線）234～235

（Eメール）kikaku@town.yugawara.kanagawa.jp